

編集と発行

埼玉県三郷市役所

企画課

電話

(0489) 52-2121 (大代)



みさと

三郷市の人口、世帯数
(6月1日現在)

世帯数	12,688
(昨年同期)	11,296
人口	50,127
(昨年同期)	45,456
男	25,524
(昨年同期)	23,144
女	24,603
(昨年同期)	22,312



オメン・ドウ・コテ

5月28日、新築された南中学校体育館において、市制施行記念事業の一環として剣道が行なわれました。当日は、愛好者がつどい、かけ声も勇ましく試合がくりひろげられました。

'72 6 月



県知事選挙近づく

7月2日は投票日

午前7時から午後6時まで(投票時間)

七月十二日の任期満了にともない、七月二日には、県知事選挙の投票が行なわれます。

い今後、四年間の県政をまかす人を選び、重要な選挙です。みんなそろって投票いたしましょう。

入場券

入場券は、各世帯に郵送され、あなたの投票する投票所が記載されておりますので、おまち

投票時間

投票時間は、午前七時から午後六時までとなっております。時間におくれますと、大切な一票がムダになりますので、早めに投票を

すませるようお願いいたします。

開票は翌日

開票は翌日の三日、午前七時から市役所第一会議室で行なわれます。

候補者

候補者については、テレビ、ラジオで政見放送が行なわれ、市内のポスター掲示板には、各候補者のポスターが掲示されています。選挙公報も、各家庭に配られますので、よく見、よく聞き、よく判断して一人も棄権のないようにいたしましょう。

不在者投票

投票日に投票区の区域外で、業務や職務に従事する場合や、病院に入院しているなど、という場合は、不在者投票ができますので、詳細につきましては市役所内選挙管理委員会にお問い合わせください。

電話〇四八九〇二二二(大代)

あなたの投票区は

(有権者数は、昭和47年6月3日現在)

投票区	投票区の区域	有権者数
第一投票区 (市立丹後保育所)	半田、彦成(彦成新田)、小谷堀、前間、後谷、田中新田、丹後の一部(上、下、堤)	一、五六〇
第二投票区 (市立第一小学校)	丹後の一部(行人橋)、大広戸、仁蔵、茂田井、幸房の一部、岩野木、笹塚、南蓮沼、駒形	二、九八八
第三投票区 (市立南中学校)	八町堀、老本木、大膳、横堀、長戸呂、長沼、戸ヶ崎三丁目の一部	三、四〇二
第四投票区 (東和農協)	樋野口、徳島、下新田、寄巻、鎌倉、東町の一部、戸ヶ崎三丁目の一部	三、六〇一
第五投票区 (市立第五小学校)	高須、久兵衛、小向、東町の一部	三、三一九
第六投票区 (戸ヶ崎吹上公民館)	戸ヶ崎の一部、戸ヶ崎二丁目の一部、戸ヶ崎三丁目の一部、戸ヶ崎四丁目、戸ヶ崎五丁目	四、二九六
第七投票区 (市立第三小学校)	戸ヶ崎の一部、戸ヶ崎一丁目、戸ヶ崎二丁目の一部、戸ヶ崎三丁目の一部、前川	二、七九四
第八投票区 (市役所)	三九、酒井、境木、谷口、市助、谷中、幸房の一部、戸ヶ崎一丁目の一部	三、二五四
第九投票区 (ちくみ幼稚園)	花和田、彦江、彦沢、番匠免	一、六四五
第十投票区 (市立第四小学校)	上口、彦倉、彦野、下彦川戸、上彦川戸	一、六八一
第十一投票区 (彦成公民館)	上彦名、彦成、彦音、彦糸、采女新田	一、八九六

5万人めの市民誕生

黒田愛ちゃん(幸房・0歳)

市制施行記念の一

環として、市では、
人口5万人めの市民
に記念品の贈呈を計
画しておりましたが

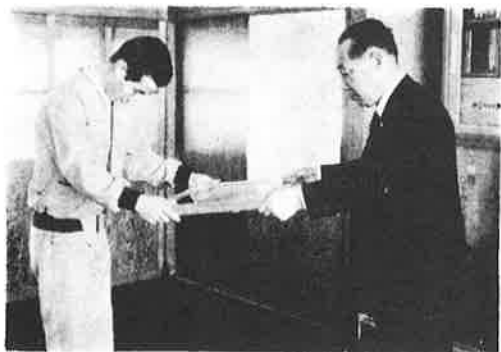
5月18日(午前11時



(黒田愛ちゃん)

40分) 待望の5万人めの市民が誕生しました。

幸運な人は、黒田清寿さん(幸房948番地)の二女
愛ちゃん(昭和47年5月15日生)で、18日に出生届け
をしました。黒田さんは、当市に転入してから2年目
「役所という所はいやなところと思っていましたが、
記念品をいただくなんて夢にも思いませんでした」とと
喜びの言葉を語っていました。



(父親の清寿さん(左)に記念品を贈る白石市長)

市制施行 記念式典

自治功労者など

一七九名を表彰

五月三日、市立南中学校体育館
において、市制施行記念式典が行
なわれ、その席上において、自治
功労者、福祉功労者など一七九名
のかたがたが表彰されました。
なお、表彰されたかたがたは、
次のとおりです。(敬称略)

○自治功労者

大山喜代次、石山三吉、美田彦
三、松浦、茂、岡庭七蔵、原口定
八、岡田助広、豊田嘉石工門、篠
田寛蔵、大山惣次郎、寺田初五郎
石川隆一郎、斎藤正義、鈴木喜一
沖松之助、馬場吉郎、深井博弥司
島根敬夫、森、秀吉、信田、実

岡庭、清、故杉橋広一、故斎藤平
一郎、沖直次郎、森藤一、小櫃
博、小松末蔵

○福祉功労者

小阪秀雄、酒井ナカ、谷山孝
雄、相島泰子、千代田孝弟、吉野
まつ、石川、操、篠田長一郎、岡
庭嘉一、浅賀儀三、戸張豊喜、野
本茂平、加藤伊兵衛、恩田之義、
秋本安太郎、中川勘次、尾上利雄
面来松雄

○産業功労者

矢野正一、田中万吉、鶴岡一郎
吉田孝太郎、小谷中初蔵、篠田三
四郎、浜島新一郎、吉田忠一、大

○消防功労者

岡庭慶太郎、堀切欣司、故豊田
勇、面来、清、高鹿久夫、斎藤友
秋、小沢久男、中村、勇、鏡和喜
造、豊田健男、面来、勇、斎藤和
夫、斎藤富五郎、豊田粹治、青柳
憲治、豊田栄治、長本重伸、須合
一男、岡田清康、大熊武男、海老

○衛生功労者

久保完一、増田義一、笠井、泉、
島根利之、中村、猛、故岡庭正次
鈴木重雄、加藤利明

○教育功労者

故小櫃幾三、斎藤美明、尾内秀
雄、大崎義寿、戸張芳郎、斎藤美
代子

○教育功労者

竹田智道、内田福次、永塚栄治
本津哲治、宮島裕夫、故清水嘉弘
宮島ミチ子

○市職員

高橋、輝、下枝武夫、小沢源太
郎、木津三郎、山沢しづ、堀切新
平、島根政春、野本昭治、大山泰
次、田中伸真、榎本賢隆、岡庭正

○教職員

中村義英、深谷隆康、堀切悌次
瀬山政路、田中庸浩、川鍋節子、
鈴木志寿子、森田れい子、宮田好
技、清水、久、菅谷員夫、尾間行
鈴木健之、石見重雄、菅谷みどり
野本智子、鈴木多喜子、宮田隆次
木津哲祐、恩田好江、大山義夫、
大崎栄次、中村、明、内沢光子、
石塚信夫、島野利夫、岡庭哲也、
酒井進三郎

○一般市政協力者

白倉好元
○審判者
中村俊枝

三郷市民憲章

- 1 環境をととのえ、川や道路をきれいにし、花とみ
どりを愛して、美しいまちをつくりましょう。
- 1 老人や子どもをいたわり、おたがいに人格を尊重
し、しあわせな家庭、豊かな都市をつくりましょ
う。
- 1 教養を高め文化の向上をはかり、若い力を伸ばし

て明るい社会をつくりましょう。

- 1 スポーツを愛し、自然に親しみ、健康で住みよい
郷土をつくりましょう。
- 1 すべてのきまりを守り、交通災害や暴力のない平
和な三郷をつくりましょう。

農道舗装開通式

五月三十日、午後一時から農道（通称番匠免道路）の起点において開通式が行なわれました。

当日は、市長をはじめ春日部土地改良事務所次長、団体主任、市議会建設経済常任委員長、農業委員長、三農協組合長ほか関係者多数が出席しました。

この農道舗装は、市では、はじめてのもので、延長二、〇二〇メートル、事業費一、三九九万九千円。この開通により、時間的なロス、運搬收穫物の荷傷み、ほこりなどの被害が解消され、社会的な交流の面でも重要な役割りを果たすこととしよう。



市旗や消防本部旗など

入魂式行なわれる

五月二十日、午前十時から市消防本部において、市長、消防長をはじめ消防委員、消防団関係幹部並びに警員三十数名の列席のもとに市旗・消防本部旗・消防団旗・分団旗の入魂式がごそかに挙行されました。

終了後、市長から各旗の授与式が行なわれ、午前十一時にとどおりよく終了しました。

はやめに手続きを

児童手当制度

今年の一月から児童手当制度が新しく発足しました。

この制度は、十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうちの一

人以上が昭和四十二年一月二日以後に出生した児童がいる場合に適用されます。

まだ申請されていないかたは、大至急手続きをしてください。

なお、受給者のかたは、年一回六月に現況届を提出することにな

市民福祉のサービスセンター 福祉事務所を設置

県および市は、法律によつて福祉を行なう事務所を置かなければならぬことになっています。

福祉事務所では、生活に困っている人に必要な保護（生活保護法の措置）、児童の健全な育成のための援助（児童福祉法の措置）、老人の福祉（老人福祉法の措置）、母子家庭および身体障害者や精神薄弱者の自立更生のために必要な保護（母子福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法の各措置）を法律に基づいて行なっています。

これらを特に福祉六法の措置といっています。六月中に現況届の提出がないと児童手当の支給を一時停止する場合があります。また手続きをされていないかたは至急福祉事務所（市役所内）の児童係で印鑑持参のうえ、手続きをしてください。

なお、詳細等につきましては、福祉事務所児童係までお問い合わせください。

TEL 〇四八九 〇二二二

六月中旬に給水開始の予定 完成まぢかの北部浄水場

市民の皆さんは、日頃、水道事業につきましては格段のご協力をいただき、ありがとうございます。

最近、水道の圧力が下がり、皆さんの生活にたいへんご不便をおかけしていますが、ご承知のように当市では新築家屋が多いため、地域によっては断水水が予想されますので、昨年七月に北部浄水場（茂田井地内）の建設および配水管幹線の布設を着工し、現在、その工事が順調に行なわれております。

なお、この施設が完成し、給水開始の予定は、本年六月中旬頃ですので、それまでは使用時間等をお考えいただき、あわせて節水にご協力くださるようお願いいたします。



さつき祭ひらく

5月28日、市立第5小学校において、第5小PTAの主催により、さつき祭が行なわれました。

当日は、会場いっぱいに表示されたさつきに会場した市民の目がそそがれ、盛大のうちに終了しました。



柔道

市制施行記念事業の一環として5月28日、南中学校体育館において、柔道が行なわれました。



七十歳以上のかた

老齢医療費の手続きを

四月から市では、老齢者の保健の向上、福祉の増進を図ることを目的に次のように医療が無料になりました。

(一)年齢七十歳以上のかた

(二)年金法による障害者で一、二級のかたで、年齢六十五歳以上七十歳未満のかたのうち次のいずれかに該当するかた

(イ)国民年金法による老齢福祉年金を受けているかた

(ロ)国民年金法による老齢福祉年金の受給権者であつて老齢福祉年金以外の福祉年金を受けているかた

以上に該当するかたが、本年四月一日から医療にかかった場合は、次のようなものを持参して

市制記念要覧

「みさと」の訂正とおわび

五月に市民の皆さんのご家庭へ配布いたしました市制記念要覧「みさと」に一部誤りがありましたので、次のとおり訂正願います。

図面の中で、赤色で印刷した部分は、市街化区域となっていますが、市街化調整区域の誤りですので、訂正するとともにおわびいたします。

ンターです。生活にお困りの時はどんなことでも福祉事務所（市役所内）にご相談ください。

TEL 〇四八九

〇二二二（大代）

資格証の申請をしてください。

新規申請

〇国民健康保険証または各種社会保険証

〇印鑑

ただし、六十五歳以上七十歳未満のかたは、国民年金法による老齢福祉年金証書。

医療費の助成を受ける手続きは

〇規定の領収書（下に医師の証明のあるもの）

〇届出印鑑（資格証に押印したもの）

〇老齢医療費の受給資格証

なお、詳細は、市福祉事務所へお問い合わせください。

TEL 〇四八九

〇二二二（大代）

違反建築を

なくしましょう

施工者の皆さんは、日頃、明るく住みよい街づくりには格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

人口増加にともなう都市近郊へのスプロール現象によって当市は、ご承知のように発展しております。

建築確認申請件数も隣接する越谷市、春日部市に続いて有数の件数に達しています。

建築行政を担当しております建設課は、このような建築ブームが無秩序に陥ることのないように指導し、あるいは建築基準法の目的に沿うように努力しておりますが、これも皆さんの協力がなければ効力は十分に生かされません。

し、また、それが建築法第一条の「公共の福祉の向上」にもつながらないことは明らかです。

この機会にぜひ、皆さん一人一人の協力によって違反建築をなくして明るく住みよい街をつくりましょう。

さて、それでは皆さんに最も協力していただきたいことは何か、それはむずかしいことはありません。

当市内において、新築または一〇平方メートル(約三坪)をこえる増築、改築または移転をするときは、工事に着手する前に建築基準法にもとづく確認済通知書のあるものについてのみ、下図のような表示板を工事現場の見やすい

35cm 以上	
建築基準による確認済	
確認年月日番号	昭和年月日第号
建築主事氏名	
建築主または建築主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	

所に必ず表示してください。
確認済通知書のないものについては、工事の停止などの命令をうけることになり、建築主に迷惑をおかけすることになりますので、充分注意してください。

違反建築物にかかる

水道のとり扱い

水道の取り扱いかたにつきましては、かねてから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当市は急速な都市化現象によって建築物の急増および都市計画区域の決定にともない不良、不法建築が増加し、無秩序な市街化が形成されるおそれがありますので、

これらの不良、不法建築の防止を図りもって健全な街づくりに寄与するために違反建築物にかかる水道について、次により取り扱いますので格別のご協力をお願いします。

●給水工事の新設申し込みの受け付けに際しては、建築確認で

あるものだけ、取り扱うものとします。

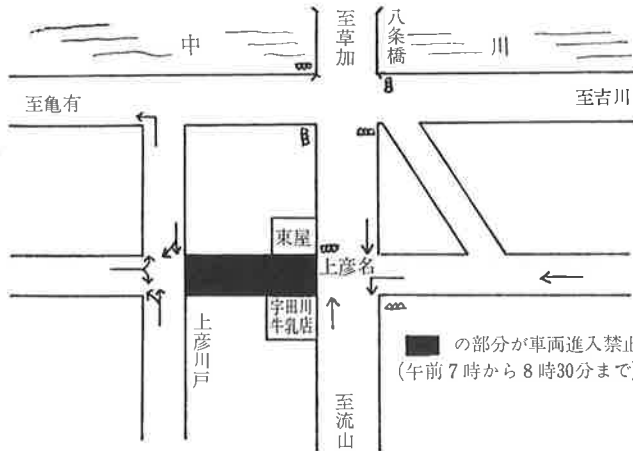
●特定行政庁または建築監督員が当該建築物について、その建築主、工事施工者等に対し、工事の施工の停止または除去移転、もしくは使用禁止を命じているものは、取り扱いません。

●臨時給水の申し込みに際しては建設課、水道事務所で協議のうえ決定します。

午前7時から8時30分まで 車両は通れません

上彦名―上彦川戸間の旧道

主要地方道荒川―草加線の交通量が、日ましに増えております。このたび、市立第四小学校へ通学する児童・生徒は、交通量が激しく、登・下校が非常に困難なため、旧道(上彦名―上彦川戸間)を、

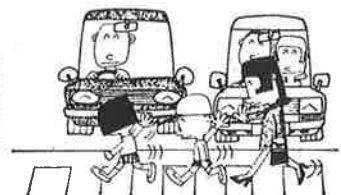


交通災害共済に加入を

- おとな……………1ヵ年600円
- 中学生以下……………1ヵ年300円

申し込みは
市役所安全課へ

※見舞金を請求されるかたは、事故発生日から6ヵ月以内に手続きをしてください。



防除はいまが最適

緑の大敵アメリカシロヒトリ

こどももまた緑の大敵アメリカシロヒトリが発生する時期を迎えました。

この害虫は、町中の木々を数日で丸裸にしてしまふほどのおう盛な食欲をもっています。

たいせつな緑を守るため、アメリカシロヒトリを徹底的に防除しましょう。

防除は 幼虫期に

アメリカシロヒトリは、卵、幼

薬剤は、ディテックスの乳剤

虫、さなぎ、成虫という過程で成長しますが、このなかで防除の効果が一番あがるのは葉に幼虫が群がっているときです。

この虫は年二回の発生期がありますので、そのばく滅をはかるには、六月中旬からの一カ月と、八月中旬からの一カ月に防除を行なうのが一番効果的です。

この時期に、発生している枝を切り落して踏みつぶすか焼くしたり、薬剤を散布してください。

と水溶剤、粉剤、またはDDVP乳剤、ベスワンD粉剤が効力を発揮します。

県では県民総ぐるみで防除運動を展開するため、六月五日から七月五日までと、八月十日から九月十日までの期間を、アメリカシロヒトリ防除月間に、指定しています。

防除は、樹木の所有者や管理者が自分の責任で行なわなければならないませんが、個人個人でまちまちな行なったのでは効果がありません。

防除月間に合わせて、隣り近所、町内会などで協力し合い、より広い範囲で防除運動をくりひろげるようお願いします。

ご存じですか 検察審査会

あなたやその周囲の人で詐欺、おとし、交通事故などの被害をう

け、その犯人を処罰してほしいと警察や検察庁に訴えたが、その結果「罪とならずとか嫌疑なし」といわれて裁判に回さない（不起訴処分）ことになってしまった。

これに不服だが、さてこれをだれにどうしてもらったらいいか判らなくて、そのままになってしまったということはありませんか。

このような被害者の不満を聞いて、もう一度調べ直してみることが仕事としているのが「検察審査会」です。

検察審査会は、裁判所の中にあ

って、民間の代表者で構成された十一人の検察審査員が、その不起訴処分について審査し、場合によっては証人をよんだり実地見分などをして調べます。

もし検察官のした不起訴処分が間違いないかと判断すれば、検察庁に「起訴するよう」とかもう一度調べ直してくださいと申し入れます。

犯罪を告訴、告発した人や、犯罪によって害を受けた人で、検察官の不起訴処分に不服のある人は、だれでも検察審査会に審査の申し立てをすることができます。

申し立ての費用は一切いりません。相談や申し立ての手続は、浦和地方法院内

浦和検察審査会事務局
電話〇四八八〇五二一（内線九

行政・ 困りごと相談

「毎月20日（休、祭日の場合は翌日）は、行政相談日」です。

市役所では、恩給、年金、国保、環境衛生、道路、公害生活保護、教育などの苦情要望に応じしておりますから、お気軽にご相談ください。

〇とき 7月20日（木）

10時～15時

〇ところ 三郷市役所

〇相談担当

行政相談委員

水野 久氏

県地方民室

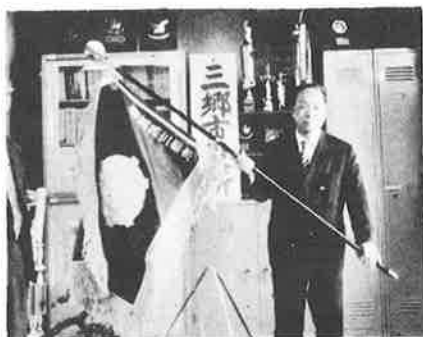
埼玉銀行から 市旗贈られる

三郷市誕生を記念して、4月28日、埼玉銀行吉川支店から市旗が贈られました。

当日は、市長室において贈呈式が行なわれ、埼玉銀行から持田常務取締役、加藤事務第一部長、高橋支店長、市側からは、白石市長、森収入役をはじめ関係者が出席し、市旗が市長に手渡されました。

この市旗は、紫の地に金糸で市章を刺しゅうし、金糸・銀糸でふちどられた豪華なものです。

（贈られた市旗を手にもつ白石市長）



「三郷市役所」の 額と表札を寄贈

原田精弘氏（当市文化専門学院）

三郷市誕生を記念して、当市、文化専門学院の書道の講師である原田精弘氏（東京都足立区東和4-9-19）から「三郷市役所」と、てん書で書かれた額と表札を寄贈くださいました。

原田氏（号 梅園 明治35年5月21日生）は、昭和28年西脇呉石の門にはいり、昭和32年に師範合格、この年に書塾を門設し、昭和43年には日本教育書道連盟公認教授の資格を得、現在は、日本、中華民国、韓国の3国書画展準備委員長で活躍されています。

なお、同氏は当市においても昭和41年7月から市民の皆さんに教えています。



税の知識

国民健康保険税

国民健康保険税は、健康で明るい生活を維持するためにあるものです。

私達の生活を不幸に追いやるものの一大きな原因は、なんといつても病気やケガをすることです。とくに、それが一家の働き手の場合には、すぐにも生活に差しつかえることもあり、家族の苦勞も大變です。

これらの肉体的あるいは経済的な損失は、個人の力ではどうにもならない場合が極めて多く、このような健康についての不安や危険から私達の生活を守るために、医療保障制度としての国民健康保険制度があり、これに要する医療費を個人個人の負担能力に応じて負担していただくのが、国民健康保険税です。

国民健康保険税は、医療給付のみにあてられる。国民健康保険税は、皆さんが病気やケガのためお医者にかかったとき、その医療費の支払にあてられるものです。納税通知書の印刷代や国保の事務職員の手給等といった事務的経費は、すべて国からの補助金でまかなわれます。

したがって、市民税や固定資産税のように行政目的の全般的費用に使用される税金とは、基本的に

性格を異にしています。

国民健康保険税は、医療費総額に左右されます。

みなさんが病気やケガによって医者にかかる回数が多ければ多いほど医療費はかかります。

したがって、国民健康保険税の医療費に見合った額を負担していただくことになるわけです。そこで、国民健康保険税について説明するに、医療費についても知っていただく必要があります。

医療費の負担額
みなさんが病気やケガで医者にかかった場合、世帯主、世帯員とも七割給付となっています。

これは、医療費のうち三割は患者が窓口で支払い、残る七割は国民健康保険と国の負担金を財源として、市が支払うわけですね。

国の負担金は、総医療費の四割ですが、市の国保会計に交付になるわけですね。

国民健康保険税は、このようにかかります。

一、国民健康保険の加入者に
国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人が支払うもので、各世帯主が納税の義務を負います。
二、毎年四月一日が基準に
毎年四月一日現在で、加入して

いる各世帯ごとにかかるものです。ただし、四月一日以降、年度途中で加入されたときは、日割でかかることとなります。

三、国民健康保険税(四十七年度)

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

所得割：四十六分、所得額の百分の一・四二

前計算した国民健康保険税が、八万円を超える場合は八万円を打切で、こんな場合に税額が軽減される(つきに該当する世帯は、きめられた率だけ国民健康保険税が軽減されます)

一号該当：前年の所得が十五万円以下の場合、世帯割均等割の六十％。

二号該当：前年の所得が十五万円を超えても十五万円以下(被保険者一人につき九万円×被保険者数)の額より年間所得が少ない場合は、世帯割均等割の四十％。

納付の方法
納税通知書により普通徴収として市税収納取り扱い金融機関または市役所会計課へ納入します。

国民健康保険税も、市税と同じように納期をすぎますと、延滞金や督促手数料がかかります。また、滞納しますと差し押え処分を受けることになり、また、せひ納期内に納めるように心がけてください。

まちがいやすい印紙税
不動産売買契約書や借用証書、領収書などの文書を作ったときには、印紙税がかかります。印紙税は、このような文書を作った人がきめられた額の収入印紙をはり、消印をして納めます。

印紙税のかかる文書かどうかは文書の標題や名称には関係なく、その内容、形式、作成の目的など

で判断します。

たとえば、請求書に「相済」または「了」などと書いたものは、請求した金額を受け取ったという事実を証明するものだから、金銭の受取書として印紙税がかかります。

印紙税についてまちがいやすい例をあげてみましょう。

雨期は

漏電に注意

雨期は、電線の絶縁物の被覆が傷つきやすく、また、湿気のためにシヨートや漏電もおこしやすい状態になっています。

漏電などで、火災を起こさないよう次のことに注意してください。

○電線をささぐりしている木が腐っていたり、春先の突風などでこわれている。

○裸になった電線が屋根や雨どいなどに触れていた、風で接触するような状態になっていないか。

○街灯が点滅したり、ネオンが変な音を出していないか。

なお、電気を使っているのにメーターが回らない。

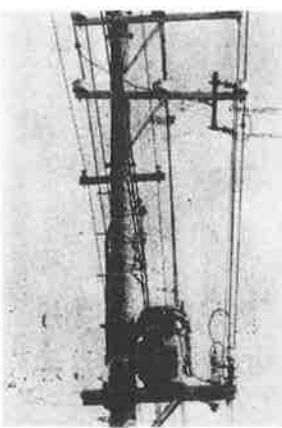
○雨の日が続くと、一度しまつてあったストープなどの暖房器具を持出し、洗濯物を家のなかで乾かしたりする家庭もあるようですが、洗濯物を暖房器具に近づけすぎないように注意しましょう。

商業統計調査

市に533の商店

調査にご協力感謝

五月一日現在で、国の指定統計である商業統計調査が行なわれましたが、このほど無事審査終了のうえ、県へ提出いたしました。この統計調査につきましては、



調査の対象となりました商店の数がたがには、大変お忙がしいところ、ご協力くださりまして誠にありがとうございます。なお、調査結果につきましては、いずれ公表されますが、概数で見ますと、市には五五三商店があり一昨年(四十五年)より八三商店増加しております。

ぜひご利用ください 県草加文化会館

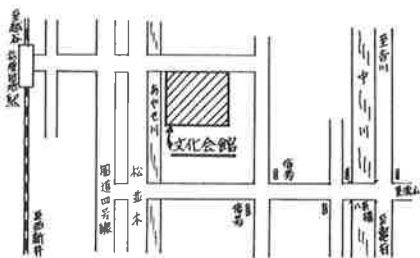
1月、草加市にこげ茶色でどっしりした建物、埼玉県草加文化会館（大ホールの会館棟5階建と管理棟3階建の2棟、延面積6,274平方メートル）がオープンしました。

会館施設としては、1,200人の客席をもつ大ホールをはじめ談話室、音楽室、調理研究室、大小会議室3、和室と結婚式場、2つの被露宴会場などがあります。

この施設は、一般のみなさんにも利用できますので、ぜひ、ご利用ください。

なお、詳細などにつきましては下記へお問い合わせください。

電話 0489 (24) 9325・9326



一、あとで正式な領収書を発行することになっている仮領収書でも、受け取ったという事実を証明するものですから、受取書としての印紙をはらなければなりません。

二、一つの取引について、文書を二通以上作成したときには、それぞれに印紙をはらなければなりません。

たとえば、不動産の売買契約書を正本と副本の二通作成し、それぞれに売主と買主が署名押印して一通ずつ持つ場合には、正本と副本のどちらにも印紙をはらなければなりません。

三、土地を売買したときに、売買契約書を作成し、その後、登記のときに、さらに売渡証書を作成することがよくありますが、この場合の売渡証書にも印紙をはらなければなりません。

四、賞書、念書、差入書のような文書でも、契約内容を証明するものは、契約書としてその内容に応じた印紙をはらなければなりません。

五、請負契約の場合に、請負人が完成した建物などを注文者に引き渡す際に作成する工事引渡証書には、印紙税はかかりません。六、相続人が、遺産を分割する際に作成する遺産分割協議書には印紙税はかかりません。

印紙税のかかる文書に、収入印紙税額が三倍以上の場合には、印紙税額と同額の印紙を貼る必要があります。

成すことがよくありますが、この場合の売渡証書にも印紙をはらなければなりません。

四、賞書、念書、差入書のような文書でも、契約内容を証明するものは、契約書としてその内容に応じた印紙をはらなければなりません。

五、請負契約の場合に、請負人が完成した建物などを注文者に引き渡す際に作成する工事引渡証書には、印紙税はかかりません。六、相続人が、遺産を分割する際に作成する遺産分割協議書には印紙税はかかりません。

印紙税のかかる文書に、収入印紙税額が三倍以上の場合には、印紙税額と同額の印紙を貼る必要があります。

額の過怠税（最低額五〇〇円）がかかります。

貯蓄と税金

私たちは、万一の出費に備えていろいろな形で貯蓄していますが、その利子や配当については、普通所得税がかかります。

しかし、次のような少額貯蓄の利子などについては、「非課税貯蓄申告書」を金融機関等へ出していただければ、所得税はかかりません。

一、預貯金、指定金銭信託（合同運用のもの）、公社債投資信託、公債、特定の社債、株式投資信託の貯蓄については、一人元本一五〇万円までの利子や収益の

二、国債（昭和四十三年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで）の間に発行されたもので、発行の日から一年以内に買入れたものについては、前記のほかに別枠で額面金額一〇〇万円までの利子。

三、サラリーマンが勤務者財産形成促進法による貯蓄契約（昭和四十七年一月一日発足）に基づいて行なう貯蓄で、元本一〇〇万円（前記の貯蓄とは別枠）までの利子。

47年度

明るい家庭をつくる

母子保健推進員

五月十二日、母子保健推進員研修会が開かれ八十五名が市長から推進員として依頼されました。

推進員の主な業務は：

- (1) 母性および乳幼児の保健に関する問題点の把握
- (2) 妊産婦などの訪問指導および相談に応じ衛生課などと連絡
- (3) 行政区の行なう母子関係など仕事の援助

東和地区

吉田ヒロ、吉田ちよ子（八町堀）
藤田のき、川和とし（二本木）、大塚八重子、石井美智子（市助）
早川とし子、平野あみ子（大膳）
田中しげ子、藤田千代（横堀）、中村俊枝、大山敏子（東町）、関口美津子、森田美智子（長戸邑）
大山とり、小山恵子（下新田）、宇田川三枝、太田和江、増田はる子（東町）、岡庭まさ子、白石美代子（高町）、中村美津枝、鶴岡まさ子（久兵衛）、原口てる、石出きよ（寄巻）、吉田しん、吉田きみ（長沼）、石出光子、牧瀬秀江（鎌倉）、木津うめ子、猫矢たか子、鈴木澄江、中村すず、鈴木きみ（戸ヶ崎）、神谷いね、野本きん（境木）、鈴木時枝、中村あさ子（三九）、戸部みよ、金子とし子（酒井）、浜島しよ、大月はるよ（前川）

早稲田地区

面来あい子、富山照子（平田）、恩田春子（後谷）、染谷春子（小谷堀）、宮田節子、斉藤照子（前間）、小島英子、堀切きく、斉藤さい（丹後）、山本文枝、稲垣きく枝、白石晴子（仁蔵）、秋山きみ子（大広戸）、小柳雪子、中村君子、海老原君子（茂田井）、吉野あい子、浅賀ひろ子、堀切照子（幸房）、加藤せつ子（笹塚）、深谷ささ（南津沼）

彦成地区

神谷みよ（谷口）、吉野静江（花和）、小川育子（彦江）、守田照江、鈴木きぬ江（彦沢）、篠田

結核検診を受けましょう

今年もあなたの健康(結核)を無料で診断します。家族そろってもよりの会場で検診を受けましょう。

住民検診の日程は次のとおりです。時間におくれないようお願いください。

期 日	場 所 (午前9時30分～11時30分)	場 所 (午後1時～3時)
7月10日	前川(鈴木自動車)	第3小学校
11日	八条橋際(倉庫前)	第4小学校
12日	彦米(公民館)	彦成(クラブ集会所)
13日	番匠免(迎摂院)	彦成(彦成農協倉庫前)
14日	戸ヶ崎(東和農協戸ヶ崎支所)	戸ヶ崎(青果市場)
17日	鎌倉(公民館)	第3小学校
18日	高須(公民館)	第5小学校
19日	下新田(郵便局裏)	小向
20日	下新田(東和農協倉庫)	(立川ブラインドあと)
21日	横堀(警察派出所)	南中(南中学校)
24日	幸房(西田ガソリンスタンド)	八丁堀(神社前)
25日	茂田井(三輪商店前)	幸房(笹原産業)
26日	第1小学校	南蓮沼(北中入口)
27日	京成団地(栄商店前)	丹後(丹後保育所)
28日	小谷堀(旭屋商店前)	美郷団地(5条通り)
		市役所

大麻・けしに注意
種類では許可が必要

(写真は、ポスター)

けしは園芸用のものや野生のものなど、五月初旬から六月にかけて美しい花を咲かせます。しかし、この美しい花を咲かせるけしには、植えてよいけしと厚生大臣の許可なく植えてはいけないけしがあります。

①茎、葉とも緑色で、成長すると高さは一・二・五メートルになる。
②葉は、のこぎり状の切れ込みのある掌状で、おす株とめす株とがある。
③夏季には、おす株には淡黄緑色の、めす株には緑色の花がそれぞれ葉のつけ根に穂状に

咲く。
④許可なく栽培すると罰せられる。
⑤ソムニフェルム種
⑥植えてよいけしにくらべ、その葉は大きく、切れ込みが少ないが、下部の葉はわずかに切れ込みがある。
⑦葉のつけ根が、茎を巻き込んでいる。
⑧植えてよいけしにくらべ、一般に大型(体長五〇～一五〇センチメートル)であり、茎や葉の色が、白緑色でろう様の感じがする。
⑨茎、葉には毛がないか、生えていても極めて少ない。
その他のおけし、あきみけしひなげしなどは観賞用として自由に栽培することができます。

市制施行記念

球技大会の結果

市制施行記念行事の一環としてスポーツ大会が、各会場において行なわれました。	中学生	優勝 馬場俊章
その結果は、次のとおりです。	準優勝 鈴木互	
野球の部	第三位 小松輝幸	
優勝 三郷クラブ	一般	
準優勝 小坂研究所	優勝 大山宜広	
第三位 日本ケミフア	準優勝 安屋和巳	
ソフトの部	第三位 平山栄一	
優勝 第一小学校PTA	剣道の部	
準優勝 枯葉	中学生	
第三位 南中学校PTA	優勝 宮嶋明道	
卓球の部	準優勝 大田美津雄	
優勝 大陽隆雄	ク	合田国雄
準優勝 大澤明	ク	木村文雄
第三位 大川正雄	一般	
女子	優勝 小金井武	
優勝 大湯敏子	準優勝 鶴岡 敬二	
準優勝 根本光子	第三位 遠藤三千代	
バレーの部	北中、南中学校紅白戦	
優勝 松下電工	優勝 南中学校	
準優勝 第一屋製パン	テニスの部	
第三位 松下電工寮	一般	
女子	優勝 会田、宮田組	
優勝 松下電工	準優勝 清水、長尾組	
準優勝 南中学校生徒	第三位 谷所、染谷組	
第三位 第四小学校PTA	学生	
桑道の部	優勝 白井、細沼組	
小学生	女子	
優勝 宮田勝則	優勝 春山、南米組	
準優勝 佐藤雄治	準優勝 宮田、橋本組	
第三位 宇田安孝	第三位 吉野、関根組	

建築確認申請

三月一日から五月三十一日まで
の三カ月間に市役所建築課までに
申請された建築物の確認の状況は
次のとおりです。

建築物	棟数合計 五四一棟
住宅	四七六棟
非住宅	六五棟
規模別	
延床面積一〇〇㎡以上 八〇棟	
延床面積一〇〇㎡未満 四六二棟	
構造別	
木造平家一七〇棟 木造二階二四〇棟 鉄骨平家二五棟 鉄骨二階一七棟 鉄骨三階一棟 鉄骨木造二階一棟 鉄骨鉄筋コンクリート一階一棟 鉄筋コンクリート四階一棟 コンクリートブロック造平家一棟	
用途別	
専用住宅三七棟 貸家住宅八八棟 共同住宅六棟 重層長屋二棟 長屋一棟 店舗併用住宅三一棟 事務所併用住宅三棟 作業所併用住宅七棟 工場併用住宅一棟 倉庫併用住宅四棟 物置併用住宅三棟 学習塾併用住宅一棟 倉庫併用共同住宅一棟 工場六棟 倉庫一棟 物置四棟 店舗三棟 作業所七棟 事務所一棟 納屋二棟 車庫三棟 公民館三棟 寺院一棟 事務所併用倉庫三棟 ありエ二棟 ボーリング場一棟 その他の非住宅六棟	



心配ごと相談

市では、次のとおり心配ごと相談所を開設しておりますので、市民の皆さんには、ぜひご利用ください。

とき

毎月10日 13時～15時30分

〃20日 行政相談日と同じ

〃30日 13時～15時30分

ところ 三郷市役所

なお、10日、20日が休、祭日の場合は翌日、30日が休日の場合は行なわれません。

行なわれません。

書道・ペン習字教室

生徒の募集

次のとおり、募集しますので、ぜひご参加ください。昨年から続いて学習しているかたは、現在熱心に励んでおります。

一、期日

毎週木曜日 午前10時から12時

二、場所

市役所内研修所

年金専任徴収員の募集

市では、次のよう募集します。

資格 募集人員 二名

満四十歳までのかたで中学校卒業程度のかた

履歴書(写真貼付)

健康診断書(保健所または公立病院のもの)

たは公務員(三郷市役所職員)

なお、書類の送付並びに詳細につきましては市役所総務課人事係にお問合わせください。

TEL 〇四八九 二二二二

移動図書館がまいます

本を読みたいが、買うには高いし、図書館にはゆけない、お悩みのかたもいらっしゃるでしょう。こうした読書欲を満たしてくれ

るのが移動図書館です。次の日時にお伺いいたしますのでご利用ください。

六月十九日

七月二十日

八月二十四日

駐車場

美郷団地 十時二十分

戸ヶ崎郵便局脇 十一時二十分

下新田郵便局脇 一時

なお、市役所内にもミニ図書館がありますので、お越しの際には教育委員会にお寄りください。

キャンプ用テントの貸出し

いよいよ野外活動の季節に入りました。野に山に、ご家族揃ってまたは、グループでキャンプ活動を行なってみることは、何とも言えない楽しいものです。シーズン

には、なかなかバンガローが希望の日にとれない場合が多いものです。そうしたとき、手軽に利用できるキャンプ用テントで、野外活動を満喫してください。

市では次の要項によりテントの貸し出しを行ないますので、ご利用ください。

一、期間

六月二十日から八月末日まで

一、貸し出し日数

三日以内

一、申し込み方法

電話または直接教育委員会へ希望日、借用者住所、氏名、電話番号をおしらせのうえ、申しこ

毎月七日は防火の日

毎月七日は、県民防火の日です。

市消防署では、市民の皆さんに防火の日を自覚していただくため午後十時にサイレンを一回吹鳴しますので、火災とおまちがいのないようにお願いします。

保健だより

〇ツ反およびBCG

ツベルクリン反応

七月 三日 第一小学校

四日 第二小学校

十日 第三小学校

十一日 第四小学校

十七日 第三小学校

十八日 第五小学校

七月 五日 第一小学校

六日 第二小学校

十三日 第三小学校

十九日 第三小学校

二十日 第五小学校

該当者 生後三ヵ月以上で今年になつてまだ受けていないかた

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇乳児検診および乳児相談

七月 三日 吹上公民館

十七日 徳島公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇胃がん検診

七月 一日 市役所

時間 受付は午前七時三十分から午前十時まで

〇当日の朝食水、お茶などをとらないでください。

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇三歳児検診

八月 一日 第一小学校

十日 第二小学校

二十八日 第三小学校

二十九日 第四小学校

三十一日 第五小学校

九月 五日 第六小学校

十四日 市役所

該当者 昭和四十四年八月一日から四十四年七月三十一日までの出生児

時間 午後一時三十分から二時三十分(受付)

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館

七月 十七日 徳島公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇丹後上公民館

七月 二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇番匠免迎検院

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇血圧相談

七月 十三日 番匠免迎検院

十八日 高須公民館

二十六日 丹後上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇吹上公民館

八月 七日 吹上公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

〇徳島公民館